

家庭防災員募集！

家庭防災員制度とは？

「自らの家庭は自らの手で守る」を合言葉に、安全で安心な生活を送るために必要な防災についての知識・技術を身につけていただき、隣近所に防災の輪を広げるための制度です。昭和 44 年から始まった本制度ですが、平成 21 年までの 40 年間で約 19 万人の家庭防災員が誕生しました。

応募された方は？

消防署から研修会のご案内をいたしますので、ご都合のいい日にご参加ください。また、研修終了後、自主活動等を通じて地域の防災活動への協力をお願いします。

こんな時に、必ず役に立ちます！

天ぷら鍋に火が入った！
どうやって消せばいいの？

家族が突然倒れた！
息をしていないようだ
どうすればいいの？

大地震！
隣の家が壊れている
どうすればいいの？

募集要件：満 15 歳以上（性別不問）の市内在住の方

**募集期間：平成 21 年 11 月中から平成 22 年 2 月 28 日までに
ご加入されている自治会・町内会長へご連絡ください。**

※連絡がつかない場合は消防署予防課までご連絡ください。

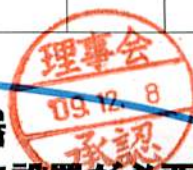
港北消防署予防課 TEL・FAX 546-0119

～回覧～

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



もう設置しましたか？住宅用火災警報器
みなさまの住宅には、平成 23 年 6 月 1 日になるまでに設置が必要です。
(新築住宅は、平成 18 年 6 月から設置がされています。)



研修の内容

～消防署では基礎的な様々な研修を行っています。～

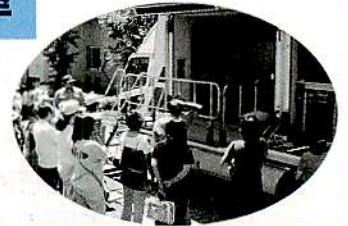
火災の教室

- ・ 消火器の使い方
- ・ 119番通報要領
- ・ 出火防止対策



地震と風水害の教室

- ・ 震度体験
- ・ 日頃の備え
- ・ 地震時の対応
- ・ 震災時の避難場所



命を救う教室

- ・ 普通救命講習
(心肺蘇生法や止血法)
- ・ AED取り扱い
- ・ 三角巾による包帯法



防災の輪を広げる教室

- ・ 地域との関係
- ・ 災害時の連携
- ・ 隣近所との助け合い



自主活動

上記の研修の他に、さらにすすんで取り組もうとする皆さんが主体となり、ご近所や地域の安全のために行う自主的な活動を、消防署が応援します。

＜これまでに行われた主な自主活動例＞

- ・ 非常食による炊飯実験
- ・ 防災ハザードマップの作製
- ・ 防災講演会 など



※写真はイメージです。

～Q & A～ よくあるご質問

Q：仕事をしていますのですが、研修を受けることはできますか？

A：土曜日・日曜日などの研修もあります。また、できるだけ皆さまの身近な場所で研修を行います。ぜひご参加ください。

Q：小さい子供がいます。研修を受けるのは無理でしょうか？

A：研修中に小さなお子様をお預かりする「一時託児制度」がありますので、安心してご参加いただけます。※詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。

Q：家庭防災員になれるのは家庭の主婦だけですか？

A：家庭防災員制度は、一人でも多くの方が家庭防災について学び、実践してもらうことにより家庭の防災力の向上を図ることを目的としていますので、男女の性別は問いません。

Q：任期はありますか？

A：家庭防災員に任期はありませんが、2年間を研修期間としています。

救える命を救いたい！ ～考えてみましょう、救急車の利用～

環境行動都市へ向け ハマッ子が行動します！ ヨコハマはG30

平成21年11月発行
横浜市安全管理局予防部予防課
〒240-0001
横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
電話 045-334-6617
FAX 045-334-6610